

# 品川区名義使用承認事務取扱要綱

令和8年3月31日 区長決定 要綱第65号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区（以下「区」という。）の後援および共催等の名義の使用承認に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(承認名義)

第2条 使用承認できる名義は、区の後援、共催およびこれに準ずるもので、区名のみを使用するものに限る。

(使用承認の形態)

第3条 区名義の使用承認の形態は、次のとおりとし、それぞれの用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 区の事務事業またはこれと密接な関係を有する事務事業について、区が区以外の事業者（以下「主催者」という。）と共同して当該事務事業を主催すること。
- (2) 後援 主催者が行う事業に間接的に協力するため、区名義の使用を承認すること。
- (3) 協賛 主催者が行う事業に賛同の意思を表示するため、区名義の使用を承認すること。
- (4) 推薦 区がある事物を価値あるものとして他人に薦めるため、区名義の使用を承認すること。

(使用申請)

第4条 名義を使用しようとする者は、品川区名義使用申請書（第1号様式）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類等の提出を求めることができるものとする。

- (1) ポスター・チラシ等を使用する場合は、その原稿
- (2) 区名または区長名を賞状などに使用する場合は、その原稿
- (3) 事業の目的およびその計画を明らかにする書類
- (4) 主催者の存在を明らかにする書類
- (5) その他、必要と認められる書類

(承認基準)

第5条 区長は、前条の規定により使用の申請があったときは、次の各号に基づいて内容を審査し、使用の承認を決定する。

- (1) 事業の主催者が、次のいずれかに該当するものであること。
  - ア 官公庁
  - イ 学校またはその連合体
  - ウ 公益法人またはこれに準ずる団体
  - エ 新聞社、映画社および学術研究機関等
  - オ 社会教育登録団体またはその関係団体等
  - カ その他、区長が主催者として適当と認めるもの
- (2) 事業の内容が、次に掲げる事項に該当するものであること。

- ア 区民の福祉、教育および学術等、文化の普及および向上に寄与するもので、公益性があると同時に、広く区民を対象としたものであること。
  - イ 伝統があり区行政の向上に寄与するもので、名義の使用を承認するにふさわしいものであること。
  - ウ 営利を目的としないこと。
  - エ 政治活動および宗教活動またはこれらに類する活動に該当しないこと。
  - オ 区行政の運営に関する一般方針に反しないものであること。
- (3) 前各号に規定するもののほか、次に掲げる事項を満たすものであること。
- ア 主催者の存在が明確で、事業遂行能力が十分と判断されるものであること。
  - イ 講演、講習会等にあつては、その講師が事業目的に真に適当な者であること。
  - ウ 事業の開催、開設場所が公衆衛生、災害防止に十分な設備および措置が講ぜられていること。
  - エ 過去に名義の使用において、承認の条件に違反していないこと。

(使用承認の通知)

第6条 区長は、名義の使用承認を決定したときは、品川区名義使用承認書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(使用承認の条件等)

第7条 前条に規定する名義の使用承認にあたって付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 名義の使用期間は、承認した日から当該事業終了までとし、長期にわたるものは6ヶ月を限度とする。ただし、事業の性質上やむを得ないと認められる場合は、この限りではない。
- (2) 名義の使用承認を受けた事業以外に、名義を使用しないこと。
- (3) 事業は、品川区名義使用申請書に記載された範囲で実施すること。
- (4) 事業の共催にあたって、区が経費または事務の分担をする場合は、協定書を作成し、それぞれの分担を明確にしておかなければならない。
- (5) 事業終了後、速やかに品川区名義使用報告書（第3号様式）を区長に提出すること。

(事業計画等の変更)

第8条 名義の使用承認後、事業計画等に変更が生じた場合は、直ちに品川区名義使用変更等申請書（第4号様式）を区長に提出すること。

2 区長は、前項の承認を決定したときは、品川区名義使用変更等承認書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

(承認の取消)

第9条 区長は、次のいずれかに該当する場合は、名義の使用承認を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により、名義の使用承認を受けたとき。
- (2) 名義を悪用するなど、名義の使用承認の条件に違反したとき。
- (3) その他、区長が名義の使用に相応しくない行為等があったと認めたとき。

(無断使用)

第10条 区長は、後援等名義が無断で使用されたときは、直ちに当該事業の主催者に文書または口頭で警告し、その使用を中止させるものとする。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。